

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 25 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について（大名市営住宅第 4 期建替工事（C 棟・建築））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 4 期建替工事（C 棟・建築）

契約の相手方

受注者 東恩納組・金城組・平川建設共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市古波蔵 1 丁目 20 番 30 号

商号 株式会社 東恩納組

氏名 代表取締役社長 東恩納 惟

構成員 住所 沖縄県那覇市字安里 45 番地

商号 株式会社 金城組

氏名 代表取締役 金城 永真

構成員 住所 沖縄県那覇市具志 1 丁目 12 番 3 号

商号 株式会社 平川建設

氏名 代表取締役 平川 哲也

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,041,064,200 円

変更する金額 1,050,192,000 円